6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadao Iwatate, Vice Director General, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Dredging works of sea route, anchorage in Port of Tagonoura

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　26 May 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　21 July 2011 (tenders brought with 14 : 00　21 July 2011 or submitted by mail 14 : 00　21 July 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Daiji Kobayashi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 2 Tsukiji-cho, Minato-ku, Nagoya-city, Aichi-pref 455―8545 Japan. TEL 052―651―6264

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月15日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事の概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　京都地方合同庁舎建築工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38

⑷　工事概要　庁舎　鉄筋コンクリート造　4階（地下1階）建　延べ面積4,434㎡　新築1棟　既存庁舎　改修一式　車庫A、車庫B　各新築1棟　自転車置き場⑴～⑶、渡り廊下、門、囲障、屋外排水設備、舗装、諸標、雑工作物、電気関係設備、機械関係設備　各新設一式　既存発電機室　改修一式　樹木、芝張り　各新植一式　取りこわし　一式

⑸　工期　契約締結の日の翌日から平成25年11月29日まで

⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　500ｔ、コンクリート　3,400㎥

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、その施設の延べ面積の過半を超える施設

２）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上３階以上かつ地下１階以上

４）建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、その施設の延べ面積の過半を超える施設

７）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

８）建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、上記２）の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。